

## 吉川市木造住宅耐震診断補助金交付規則

平成25年5月15日

吉川市規則第25号

### (目的)

第1条 この規則は、地震による既存木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な住宅の整備を促進するため、耐震診断を実施する既存木造住宅の所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める耐震診断基準に基づく一般診断法（現場調査により診断を行う場合に限る。）又は精密診断法により建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。

(2) 住宅 市内に所在する一戸建ての自己用木造の専用住宅、二世帯住宅又は併用住宅（延べ面積の2分の1以上が居住用のものに限る。）で、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 昭和56年5月31日以前の建築確認に基づき建築されたもの

イ 地上2階建て以下の住宅で在来軸組構法又は枠組壁工法により建築されたもの

ウ 事前に図面による簡易耐震診断を受け、その総合評価が1.0未満であるもの

エ 都市計画法（昭和43年法律第100号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反していないもの

### (補助事業)

第3条 補助金の補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号のいずれかに該当する建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士（以下「建築士」という。）が住宅に対して実施する耐震診断とし、経費は当該耐震診断の経費とする。

(1) 建築士法第23条第1項の規定による登録を受けている市内の建築士事務所に所属する建築士

(2) 財団法人日本建築防災協会等が開催する木造住宅の耐震診断講習会若しくは都道府県の開催する木造住宅耐震診断講習会を受講し、受講終了証を受けた建築士で市長が

耐震診断を行うことが適当と認めるもの

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、住宅一棟当たりの耐震診断に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額と65,000円を比較して少ない方の額とする。この場合において、100円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

(補助対象者)

第5条 補助を受けることができる者は、住宅の所有者（個人に限る。）で補助金の交付申請時に市税を完納しているものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に耐震診断を受けようとする住宅に係る次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。）

- (1) 所有証明書類
- (2) 建築年証明書類
- (3) 案内図
- (4) 耐震診断見積書

2 住宅の所有者が複数いる場合は、所有者のうちの1人が申請するものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、審査結果を吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書（様式第2号。以下「交付通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

(実地調査)

第8条 市長は、必要と認めるときは、耐震改修等に係る状況について実地調査を行うことができる。

(実績報告)

第9条 補助金を交付する旨の決定が記載された交付通知書を受けた者（以下「交付決定通知者」という。）は、補助事業が完了したときは、当該完了の日から30日以内に吉川市木造住宅耐震診断実績報告書（様式第3号。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 診断資格者が作成した耐震診断報告書の写し

(2) 耐震診断費用を支払った領収書の写し

(補助金額の確定)

第10条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、当該助成金の額を確定し、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第4号。以下「確定通知書」という。）により交付決定通知者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 確定通知書を受けた者は、補助金を請求するときは、吉川市木造住宅耐震診断補助金請求書（様式第5号。「以下請求書」という。）に必要な事項を記載の上、市長に提出するものとする。

2 前項の請求書には、確定通知書の写しを添付しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により請求書を受けたときは、速やかに補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第12条 市長は、交付決定通知者が、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたときは、吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を取り消す。

(補助金の返還)

第13条 市長は、既に交付された補助金について、前条の規定による取消しをした場合は、吉川市木造住宅耐震診断補助金返還命令書（様式第7号）により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備等)

第14条 補助金を受けた者は、補助事業に係る収支の状況を帳簿その他の証拠書類により整備しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿その他の証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条、第7条関係)

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 吉川市長

住所

申請者 氏名

印

電話

次のとおり吉川市木造住宅耐震診断補助金を受けたいので、申請します。

交付申請額				
建築物概要	所在地	吉川市		
	規模	・平屋建て      ・2階建て		
		建築面積	m <sup>2</sup>	
		延床面積	m <sup>2</sup>	
	用途	・住宅 ・併用住宅(1 店舗 2 事務所 3 その他)		
建築確認年月日	年 月 日			
添付書類	1 所有証明書類 2 建築年証明書類 3 案内図 4 耐震診断見積書			
診断資格者 (又は予定者)	氏名		建築士資格 一級・二級・木造	
	耐震診断講習会受講修了年月		年 月 1 日本建築防災協会 2 都道府県	
備考				

※該当する個所に○を付けてください。

第 号  
年 月 日

様

吉川市長



吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定・却下通知書

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付について、次のとおり決定・却下したので、通知します。

記

- 1 交付決定 決定 ・ 却下
- 2 交付決定額 金 円
- 3 却下の理由

教示

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に吉川市長に対して異議申立てをすること。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提訴すること。

様式第3号（第9条、第10条関係）

吉川市木造住宅耐震診断実績報告書

年 月 日

（宛先）吉川市長

住所

申請者 氏名

㊟

電話

年 月 日付け、第 号で補助金交付決定を受けた耐震診断が完了  
しましたので、次のとおり実績を報告します。

1 耐震診断完了日 年 月 日

2 添付書類

- (1) 診断資格者が作成した耐震診断報告書の写し
- (2) 耐震診断費用を支払った領収書の写し

様式第4号（第10条、第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

吉川市長



吉川市木造住宅耐震診断補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった吉川市木造住宅耐震診断補助金交付について、下記のとおり確定したので、通知します。

記

補助金交付確定額 金 円



様式第5号（第11条関係）

吉川市木造住宅耐震診断補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）吉川市長

住所  
申請者 氏名 印  
電話

年 月 日付け、第 号で交付確定の通知を受けた吉川市木造住宅耐震診断補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫	支店
	農協	支店
預金種別	1 普通預金	2 当座預金
口座の番号等		
口座名義人	(ふりがな)	

様

吉川市長



吉川市木造住宅耐震診断補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け、第 号で交付決定した、吉川市木造住宅耐震診断補助金の交付決定を取り消しましたので、通知します。

1 補助金交付取消額 金 円

2 取消しの理由

教示

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に吉川市長に対して異議申立てをすること。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提訴すること。

第 号  
年 月 日

様

吉川市長 印

### 吉川市木造住宅耐震診断補助金返還命令書

年 月 日付け、第 号で決定を取り消した、吉川市木造住宅耐震診断補助金について、次のとおり返還を命じます。

1 返還金額 金 円

2 返還期限及び返還方法

年 月 日まで

3 返還理由

#### 教示

この決定に不服があるときは、次のいずれかの方法をとることができます。

- 1 この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に吉川市長に対して異議申立てをすること。
- 2 この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、さいたま地方裁判所に対し、吉川市（代表者 吉川市長）を被告として処分取消しの訴えを提訴すること。